

平成26年5月27日

東京電力株式会社  
代表執行役副社長  
福島復興本社代表兼福島本部長  
兼原子力・立地本部副本部長  
石崎 芳行 殿

風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施  
及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

宮城県議会議長 安藤 俊 威

## 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施 及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、早くも3年2カ月が経過した。本県においては、津波による甚大な被害を被った沿岸部を中心に、産業の復興に向け、県民一丸となり全力を傾注しており、徐々にではあるが、復興に向けた歩みを着実に進めているところである。

こうしたなか、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、昨年9月、国が前面に立ち、放射能汚染水への対応をはじめ、廃炉に向け主導的な役割を担う旨表明されたところであるが、事故発生から3年2カ月が経過した今もなお、人的過誤などに起因する汚染水の度重なる漏洩が取り沙汰されており、日々増加を続ける汚染水そのものについても、未だ根本的な対策が講じられないなど、依然として大変厳しい状況にある。このような現状のもと、本県はもとより、全国の消費者において、放射能汚染に対する不安が一向に払拭されず、農林水産物を中心とする本県産品に係る風評被害の拡大を助長する結果を招いている。このことは、本県産業の復興への歩みを著しく阻害するものであり、誠に由々しき事態である。また、放射能汚染による実害を含む原発事故由来の損害について、県内の生産者、事業者からは、依然として損害賠償に係る東京電力の硬直的な対応について、苦慮しているとの声が寄せられており、被害者の迅速かつ十分な救済について、懸念を抱かざるを得ない。

以上のような現況においては、地場産業の衰退による地域経済の疲弊すら懸念されるところであり、県内の生産者、事業者はもとより、県民に大きな不安を与えている。このような事態は、震災からの復興に全力を傾注する本県として、断じて容認できないものであり、現状の困難の解消のため、下記事項についての確実な実施を強く要請する。

記

## 1 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

### (1) 賠償金の迅速かつ十分な支払について

出荷制限などに伴う実害を含む賠償金の支払率については、昨年以降、生産組合や事業者などとの調整等が進み、一定の進捗が見られるところであるが、本県は依然として他県と比して低い状況にある。本県の農林漁業・食品産業の風評被害については、昨年1月原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第三次追補により、救済の道が大きく開かれたところであるが、風評被害に係る損害賠償については、生産者、事業者において、請求に向けた手続を進めている最中にあり、今後請求件数及び金額が大幅に増加するものと推察され、さらなる支払遅延の発生も懸念されるところである。現に風評による売り上げの減少や取り引きの停止により、厳しい経営を強いられている生産者、事業者にとって、賠償金の支払遅延は、経営の圧迫に繋がるものであり、誠に憂慮すべき事態である。東京電力は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、賠償金の迅速かつ十分な支払いに向け、必要に応じ社内体制や手続について見直すなど、あらゆる手立てを講じ万全を期すこと。

### (2) 請求手続の一層の簡素化について

賠償請求に当たっては、被害の実態を挙証するため、証憑類の提出を要するところであるが、生産者、事業者においては、そもそも賠償請求を想定していたものではなく、証憑類の準備に多大な時間と労力を要し、大変苦慮している。また、時間の経過により、既に証憑類が散逸している場合も多く、賠償請求そのものが困難となる事案も散見される。特に、生産組合等を介さずに出荷等を行っている生産者、事業者個人による賠償請求においては、この問題がさらに顕著であり、賠償請求に至らない潜在的な被害者も多いものと見られている。以上を踏まえ、東京電力は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、証憑類の提出を求めるに当たっては、請求者の実情を十分に斟酌するとともに、請求者の負担軽減に最大限配慮し、代替資料の活用を積極的に図るなどの柔軟な対応により、賠償手続の一層の簡素化に努めること。

### (3) 被害の実態に即した損害賠償の実施について

損害賠償に際しては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針をはじめ、生産組合等との事前協議における合意内容などに則し、対象となる損害について賠償金の支払いが行われているところであるが、原発事故に伴う被害は広範にわたっており、これ以外にも様々な損害の実態が明らかになっている。こうした個別の損害について、東京電力は、原発事故との相当因果関係が認められるものについては、個別に賠償に応じる旨表明しているが、生産組合などからは、東京電力の対応が極めて硬直的であり、賠償請求しているにも関わらず、賠償金が一切支払われていない損害類型が複数存在する旨の情報が寄せられている。生産者、事業者による賠償請求に関しては、基本的にその全てが原発事故に起因するものであり、東京電力は原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者との協議に当たっては、生産者、事業者が被っている損害の実態を十分に斟酌し、賠償金の支払いに向け、真摯かつ柔軟な対応に努めること。

### (4) 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

県内自治体や生産組合、事業者等においては、風評被害の拡大を防止するため、製品の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施、及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に精力的に取り組んでおり、これらに要する多額の経費が財政的に大きな負担となっている。こうした追加的な経費は、全てが原発事故に起因するものであり、東京電力は実情を斟酌し、当該経費の補償を十分に行うこと。

## 2 原発事故の早期完全収束の実現

東京電力は、本県産業に係る風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け、国の指導のもと、全社を挙げ対策に全力を傾注すること。特に、増加の一途をたどり深刻の度を増す放射能汚染水への対応に関しては、以下の点について確実に実施すること。

### **(1) 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行**

特に、本県水産業において被っている風評被害については、放射能汚染水の海洋への流出に起因するものであり、その収束に向けては、汚染水の海洋流出の懸念を完全に払拭することが急務である。水産業は本県の基幹産業であり、これ以上風評被害の拡大を招く事態は断じて容認できない。東京電力は、国の指導のもと、汚染水に係る抜本対策及び緊急対策を早急かつ確実に履行し、もって汚染水の海洋への流出を完全に阻止すること。

### **(2) 地下水バイパスにおける安全性の確保**

緊急対策のうち、地下水バイパスによる汚染水の増加抑制については、原発敷地内で揚水した地下水を海洋に排水するため、特に海産物の風評被害の拡大が強く懸念される場所である。実施に当たっては、一時貯留タンクに保管し、検査結果が運用目標値未満であることを確認のうえ海洋に排水することとされているが、安全性の確保に万全を期すことはもとより、風評被害の拡大を阻止するため、揚水した地下水の検査結果及び排水後の周辺海域のモニタリング結果の迅速な公表により、安全が確保されていることを十分に周知すること。また、地下水バイパスの実施により、万一風評被害が拡大した場合には、これに伴う逸失利益に係る損害賠償を確実に実施すること。

### **(3) 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明**

これまでの発電所内における度重なるトラブルの発生と当該事象に係る公表の遅れや不十分な説明により、本県のみならず全国の消費者等において原発事故対応への不信感が増幅し、結果として本県産品や観光業において風評被害が拡大した。風評被害の払拭に向けては、発電所におけるトラブルの防止はもとより、発生した事象、周辺環境の汚染状況等について、正確な情報を発信し、消費者等に対し現状についての正しい理解を広めることが肝要である。この点、東京電力は、原発事故の原因者たる責任を自覚し、風評被害の払拭に向け十分な対策を講じ、説明責任を確実に果たすこと。